



高齢者保健医療福祉推進協議会等委員募集

市では、高齢者保健医療福祉推進協議会・地域包括支援センター運営協議会委員を募集します。

- 応募資格** 市内に居住する満40歳以上の方
- 募集人数** 40～64歳の方、65歳以上の方 いずれも1人
- 業務内容** 第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定など
- 応募方法** 4月14日(金)までに介護保険係(1階11番窓口)に設置している申込書に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送

☎介護保険係TEL 74-4182



新型コロナに係る傷病手当金

市国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった場合に支給される傷病手当金について、令和5年3月31日までとじていた対象期間を同年5月7日まで延長しました。

なお、新型コロナウイルス感染症について、同年5月8日から5類感染症に位置づける方針が示されたことに伴い、同日以降に感染した方は支給対象外となります。

支給要件や申請方法などの詳細は下記へお問い合わせください。

☎保険係TEL 74-4745



敬老助成券交付

市では、次の方を対象に敬老助成券を交付します。

- 対象** 令和4年度市民税非課税で年度内に75歳以上(昭和24年4月1日以前生まれ)になる方で、現在、在宅で暮らしている方
- 助成券の種類(1つを選択)** 敬老バス券、敬老ハイヤー券、敬老入浴券
※本人以外は使用できません。
※敬老ハイヤー券は砂川市予約型乗合タクシーにも使用できません。
- 助成額** 5,300円相当
- 持ち物** 自署することが困難な方、または代理で受領する方は申請者の印鑑
- 申請** 4月3日(月)から高齢者支援係(1階10番窓口)へ
☎高齢者支援係TEL 74-4452



水道の開始・中止は必ず届け出を

水道の使用開始・中止または廃止をするときは、4～5日前までにご連絡ください。無届けの場合は、引き続き料金がかかります。なお、市内で転居した場合は、旧住所と新住所の料金は別々の請求になります。

☎中空知広域水道企業団

TEL 53-3831



窓口の混雑緩和にご協力ください

年度替わりの時期(3月27日～4月7日)は転出入の手続きが多く、戸籍年金係の窓口が大変混雑します。このためマイナンバーカードの申請、受け取りなどの手続きで来庁される場合も待ち時間が長くなるのが想定されます。

窓口の混雑緩和のため、他の時期に手続きができる方は、時期をずらしてご来庁ください。どうぞご協力ください。

☎戸籍年金係TEL 74-4457



出産育児一時金の支給額が変わります

令和5年4月1日より、市国民健康保険の加入者が出産したときに支給される「出産育児一時金」が42万円から50万円に増額となります(産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合は40万8千円から48万8千円)。

なお、出産費用の全額を医療機関へ支払った方や出産費用が50万円(令和5年3月31日までに出産した方は42万円)未満だった方など、出産育児一時金の支給申請が必要な場合は、保険係(1階6番窓口)でお手続きください。

- 持ち物** 国民健康保険被保険者証、出産費用にかかる領収・明細書、預金通帳
☎保険係TEL 74-4745



4月の子育てひろば

- とき** 4月24日(月) 10:00～11:30
- ところ** 公民館4階 大会議室
- 対象** 就学前の幼児と保護者
- 定員** 20人
- 内容** 「こいのぼりを作ってあそぼう！」

こどもの日にちなんで、こいのぼりをみんなで作りましょう！子育て支援センターの先生に子育てについてのご相談がある方も、この機会にぜひご参加ください。

- 講師** 子育て支援センター保育士
- 参加料** 無料
- 申込** 4月20日(木)までに下記へ。

※QRコードからも申し込み可。
 ㊟社会教育係Tel 74-8379
 または子育て支援センター
 Tel 54-2450



▲申し込み



1歳児パクパクひろば

- とき** 4月3日(月) 10:00～11:30 (受付9:45まで)
 - ところ** ふれあいセンター
 - 対象** 令和4年3月生まれ
 - 内容** 育児交流会、身体計測、個別相談、歯科相談、栄養相談(試食あり)
 - 持ち物** 母子健康手帳、子ども用エプロン、スプーン、おしぼり、歯ブラシ
- ㊟ふれあいセンターTel 52-2000



市民健康・栄養相談

健康・栄養相談のほか、血圧・血糖値などの測定や健診結果の相談にも応じます。また、乳幼児の計測や発達・栄養・育児などの相談も行っています。

- とき** 4月3日(月) 13:00～15:00
 - ところ** ふれあいセンター
- ㊟ふれあいセンターTel 52-2000



後期高齢者健康診査

すながわ健康ポイント対象事業

5月の健診を次のとおり行いますので、ご希望の方は申し込みください。

- とき** 5月1日(月)～11日(木)
 - ところ** 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院
 - 対象** 後期高齢者医療保険加入者
 - 料金** 400円
 - 申込** 4月3日(月)～11日(火)までに下記へ
- ㊟ふれあいセンターTel 52-2000



一時保育の利用児童募集

ひまわり保育園では、子どもを保育園に入園させていない家庭で、一時的に預けたい場合に利用できる一時保育を実施しています。

- 対象** 次の要件を満たす1歳～就学前までの児童の保護者
 - ・週3日以内のパートなど、限られた勤務の方
 - ・病気、出産、介護などの理由で、一時的に家庭で保育できない方
 - ・リフレッシュのため、一時的に保育園へ預けたい方
- 保育時間** 8:30～17:00
- 保育料(日額)**

- ・1・2歳児
 - 4時間未満 1,400円
 - 4時間以上 2,700円
- ・3歳児～就学前児童
 - 4時間未満 800円
 - 4時間以上 1,600円

- 定員** 1日10人
 - ※1歳児は1日2人まで。
 - 申込** 事前に下記へ
 - ※子どもと一緒に面接があります。
 - ※緊急時の利用でも事前の連絡が必要です。
- ㊟ひまわり保育園Tel 54-4555



フッ素塗布

- とき** 4月12日(水) 受付9:30～10:00
 - ところ** ふれあいセンター
 - 対象** 満1歳6か月～6歳
 - 料金** 無料
 - 持ち物** 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本
 - ※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。
 - 申込** 4月11日(火)までに下記へ
- ㊟ふれあいセンターTel 52-2000



重度身体障害者（児）ハイヤー料助成券交付

市では、重度身体障害者（児）を対象に令和5年度ハイヤー料金助成券を交付します。

- 対象** 身体障害者手帳を交付されている方のうち、下肢・体幹・（脳原）移動・視覚障がいが1・2級の方、または内部障がい1級で「歩行困難」と記載されている方

※複合障がい1・2級の手帳をお持ちの方は手帳の障がい区分をご確認ください。

- 助成額** 490円の助成券22枚（10月以降の申請は11枚）

- 持ち物** 身体障害者手帳

- 申請** 4月3日(月)から社会福祉係（1階13番窓口）へ

☎社会福祉係TEL 74-8103



リノアロハフラダンスサークル会員募集

公民館サークル「リノアロハフラダンスサークル」では、会員を募集しているため無料体験・見学会を開催します。身体に負担をかけずに有酸素運動ができます。ダイエット効果やストレス解消につながるフラダンスを一緒にしませんか？ご高齢の方もお気軽にお越しください。

- とき** 6月10日(土)、24日(土) 13:00～14:30

- ところ** 公民館2階 第3研修室

- 講師** 大谷 千津子 氏

☎上家TEL 74-2008 (18:00～21:00)



軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成します

購入前に申請してください！

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の子どもに対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入費などの一部を助成します。

- 対象（すべて該当する方）**

- ・市に住民票がある18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方

- ・補聴器の装用により、言語の習得などに一定の効果が期待できると医師に判断された方

- ・労働者災害補償保険法およびその他法令に基づく補聴器購入費助成を受けていない方

- ・助成の申請を行う月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）分の地方税法に規定する所得割の額が46万円以上の世帯員がいない世帯に属する方

- 助成額** 補聴器の購入・修理費用（見積額もしくは基準額のどちらか少ない額）の3分の2を助成

- 持ち物** 申請書、医師意見書、補聴器の見積書

※申請書および医師意見書は社会福祉係（1階13番窓口）にてお渡しします。

☎社会福祉係TEL 74-8103



令和5年度固定資産税の縦覧・閲覧

市では、土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行いますので、期間中にご覧ください。なお、固定資産課税台帳は縦覧期間以外でも閲覧できます。

【土地、家屋価格等縦覧帳簿縦覧】

- とき** 4月3日(月)～5月1日(月) 8:30～17:15

※閉庁日を除く。

- ところ** 資産税係（1階2番窓口）

- 対象** 市内に所在する土地または家屋の固定資産税納税者もしくはその代理人

- 料金** 無料

- 持ち物** 本人確認ができるもの、委任状（代理人）、必要な場合メモ用紙など（縦覧帳簿は複写不可）

【固定資産課税台帳閲覧】

- とき** 通年 8:30～17:15

※閉庁日を除く。

- ところ** 資産税係（1階2番窓口）

- 対象** 市内に所在する土地または家屋の所有者もしくはその代理人、または借地・借家人など

- 料金** 1回につき300円（4月3日(月)～5月1日(月)の縦覧期間中は無料）

- 持ち物** 本人確認ができるもの、委任状（代理人）、賃貸借契約書（借地・借家人）

☎資産税係TEL 74-5637

令和5年度 会計年度任用職員募集

- 任用予定期間** 令和5年7月1日～同6年3月31日

- 試験方法** 書類選考および面接試験 ●**試験日** 個別に連絡

- 申込方法** 砂川市会計年度任用職員任用申込書兼履歴書（※）に必要事項を記入し、下記の申し込み先に持参または郵送（必着）

※下記の申し込み先に備え付けているほか、市ホームページからダウンロード可。なお、市販の履歴書でも可。

職種	募集人数	業務内容	報酬	勤務時間など	休日	資格要件など	詳細・申込
体育施設業務員	1	体育施設および施設周辺の維持管理	月額158,806円～179,225円	7:50～16:20、12:40～21:10 ●週5日、シフト制	火曜日、年末年始など	なし	総合体育館 スポーツ振興係 TEL 54-2175

- ・6時間以上の勤務の場合は原則1時間の休憩があります。会計年度任用職員の身分は一般職の地方公務員となり、服務規律（職務専念義務や守秘義務など）が適用されます。また、任期や勤務時間など一定の条件を満たす場合には年2回の賞与（期末手当）が支給されます。

マイナンバーカードを使って引越しワンストップサービス！

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入（転居）届の予約が可能です。砂川市から市外へ転出する際に、マイナポータルを通じてオンライン申請した場合は、窓口への来庁は原則不要となります。また、転入先の市区町村窓口への事前予約も同時に行うことができます。
※一部転出に伴う手続きにより来庁をお願いする場合があります。



(注意事項)

- ・サービスのご利用には、署名用電子証明書（6～16桁の英数字）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）、券面事項入力補助用電子証明書（数字4桁）が有効なマイナンバーカードが必要です。
- ・マイナポータルでの申請には、マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器が必要です。
- ・引越しする日や新住所が決まっていない場合、国外へ転出する場合はご利用いただけません。
- ・新住所に住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に、転入先市区町村へ転入手続きをしてください。手続きが遅れるとマイナンバーカードが失効します。30日以上過ぎてしまうと再度窓口での転出手続きが必要となりますので、余裕をもってお手続きください。
- ・砂川市へ転入届の予約を当日にした場合は、データの反映に時間がかかるため当日中にお手続きできない場合があります。
- ・砂川市内で転居する場合、マイナポータルを通じた事前予約は可能ですが、転居日以降に窓口での手続きが必要となります。マイナンバーカードを持参し、窓口へご来庁ください。

※制度の詳細については右記QRコードもしくはデジタル庁ホームページをご確認ください。

閩戸籍年金係Tel 74-4457



▲マイナポータル



▲デジタル庁

電子（オンライン）申請が可能な手続きを85件に拡大しました！

市では、市役所に来庁せずにパソコンやスマートフォンを活用して申請できる電子（オンライン）申請を進めています。現在、オンラインで申請が可能な手続きは85件です。待ち時間もなく、いつでも、どこからでも申請をすることができるのでぜひご活用ください。

【電子（オンライン）申請が可能な手続きの例】

- ・「砂川まちづくり出前講座」申込
- ・砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金関係
- ・砂川市予約型乗合タクシー利用登録申請
- ・犬の死亡届
- ・砂川市体育施設使用許可申請

ご利用いただける手続きは順次拡大していきます！

- ・保育施設手続関係
- ・児童手当手続関係
- ・介護保険手続関係
- ・ふれあいセンター講座申込
- ・各小学校地区放課GO！GO！参加登録 など

砂川市電子申請

検索

スマートフォンからの
電子申請はこちらから→



閩業務改善係Tel 74-8799

すながわ健康ポイント事業に参加しましょう！

健康づくりの取り組みを応援する「すながわ健康ポイント事業」を実施しています。この機会に自分に合った方法で健康づくりに取り組んでみませんか？

●対象

令和6年3月31日現在で20歳以上の市民

●対象事業

- ・市が実施する各種健（検）診（2または3ポイント）
- ・総合体育館・海洋センターの利用（最大3ポイント）
- ・血圧、体重を1か月記録（1ポイント）
- ・ふれあいセンターや公民館の主催講座（1ポイント） など

対象事業の詳細は市ホームページや参加申し込み時に配付するチラシをご覧ください。

●ポイント付与期間

令和4年12月1日（木）～同5年11月30日（木）

●ポイント交換期間

令和5年12月1日（金）～28日（木）

●特典

- ・10ポイント達成で砂川市商店会連合会商品券1,000円分（39歳以下は5ポイント達成で500円分）
- ・さらに次のいずれかから1点選択
 - ①健（検）診チケット（1,000円分）
 - ②総合体育館・海洋センター無料利用券（10回分）
 - ③減塩商品詰め合わせ（1,000円分相当）



10ポイント達成できなかった場合（1～9ポイント）も粗品を進呈します！

●申込

下記へ申請書を提出または右記QRコードから申し込み

※インターネット申請後、ふれあいセンターにてポイントカードをお渡しします。

〒ふれあいセンターTel 52-2000



▲申し込み

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

毎年4月2日は国連が定めた『世界自閉症啓発デー』です。世界各地で自閉症に関する啓発の取り組みやイベントが行われます。また、日本では『世界自閉症啓発デー』に合わせて、4月2日から8日までの期間を『発達障害啓発週間』として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発し、理解を深める期間としています。

◆自閉症とは

急な予定の変更や初めての場所に行く不安によって混乱したり、好きなものや決まったやり方に強くこだわることもあります。言葉の発達の遅れや人との関わりの難しさが代表的な症状ですが、個人差があります。

◆発達障がいとは

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、何らかの脳機能の障がいによって生じるものです。

障がい特性もさまざま個人差があるため、周囲から理解を得られないことや誤解を招いてしまうこともあります。障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるようなまちを目指して「心のバリアフリー」を実践していきましょう。

〒社会福祉係Tel 74-8103